

IBHRE 合格者の特別処置について

IBHRE (International Board of Heart Rhythm Examiner) 検定試験 (以下、「IBHRE 検定試験」) の合格者の認定要件と認定期間、更新要件は下記とする。

1. IBHRE 検定試験に合格したもので、CDR 認定を希望する場合は、次の手続きを経て認定を受けることができる。
 - ①日本 CDR センターが主催する業界指定講習を IBHRE 検定試験日の前 1 年以内に受講していること。ただし、医療機関従事者で国家医療有資格者においては業界指定講習の受講は任意とする。
 - ②本学会が主催する心臓ペースメーカ技士養成のためのセミナーもしくは日本臨床工学技士会が主催する不整脈治療関連指定講習会を試験日の前 3 年以内に受講していること。
2. CDR の認定期間は 5 年間とし、初回認定は、CDR に認定された日の年に 5 年を加えた年の 12 月 31 日までとする。ただし、IBHRE 検定試験の合格者で認定申請をしなかったものが時期を遅れて申請する場合、認定期間は CDR に認定された日から「IBHRE 検定試験」合格年より 5 年後の 12 月 31 日までとする。
3. 認定更新を希望するものは、IBHRE 検定試験合格年 (IBHRE 検定試験合格者の場合は認定された時期によらない) より 5 年ごとに更新をしなければならない。更新要件は CDR 認定更新規程のとおりとする。